豊中市立千成小学校 いじめ防止基本方針

豊中市立千成小学校

平成26年（2014年）3月1日策定
平成30年（2018年）1月15日改訂
令和元年（2019年）8月26日改訂
令和3年（2021年）10月20日改訂

第１章　いじめ防止に関する本校の考え方

１　基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。とりわけ、子どもたちの生活の大部分を占める家庭や学校で子どもたちが安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られていること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされ、当然の権利として保障されなければなりません。

昨今、様々な場面で深刻な人権侵害事象のひとつであるいじめが全国的に多発し、尊い命さえも奪われるという不幸な事件も少なくありません。いじめは、被害・加害を問わず、関係した子どもたちすべてにとって将来にわたり内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に大きな影響を及ぼします。だからこそ、いじめは被害者、加害者だけの問題ではなく、それをはやしたてたり、傍観したりしている子どもたちについても「集団の課題」としてとりくまなければなりません。

千成小学校では教育目標を「未来をつくる子どもたちとともに歩む～子どもたちを仲間・学び・社会とつなぐ教育の創造～」とし、温かな集団づくりを千成小教育の大きな柱と位置づけるとともに、仲間とともに学び合うことで自分を見つめ、社会参画への意欲をもたらす授業づくり、集団づくりを進めてきました。子どもたちの育ちや学びの根底にはすべての子どもたちが安心できる居場所が必要です。そのためにも、私たちは「いじめ不登校対策委員会（生活委員会）」を設置し、いじめに対する予防的なとりくみや対応だけでなく、子どもたち自らがトラブルを解決する力を育むべく努力してきました。平成 25 年６月に文科省から「いじめ防止対策推進法」が策定され、本校でも「千成小学校いじめ防止基本方針」を作成しましたが、平成 29 年３月に文科省の最終改訂が出されたことを受け、平成 30 年（2018 年）１月に改訂に着手しました。その後、豊中市いじめ防止基本方針が改定（平成 31 年（2019 年）３月）されたことを受け、２回目の改訂を行い、さらにこの度、組織・年間計画等の見直しを行いました。

私たちは、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない強い姿勢を持ち、一人ひとりの子どもの気持ちや願いに思いを馳せ、寄り添い、相談に応じる姿勢を真摯に見つめ直すことが第一歩であると考えます。

① 子ども一人ひとりの自尊感情を高め、自分の居場所を見つけること
② 仲間の気持ちを受け止め、自分の生き方を振り返ることのできる学力を保障すること
③ 自律するとともに、他者を思いやり、ともに生きることの意味を実感できる集団をつくること
④ 社会の様々な課題に気づき、その解決をはかろうとする豊かな人権感覚を育むこと

千成小学校の子どもたちの実態をふまえながら、一人ひとりに「互いの違いを認め合い、ともに学び、ともに生きる」力を育むためにも、以上のことを土台として、いじめのない・許さない千成小教育を確立するべく、この基本方針を定めます。

２　いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされています。（推進法第２条）

そして、具体的ないじめの態様は，以下のようなものがあげられています。

- ➢冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- ➢仲間はずれ，集団による無視をされる
- ➢軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ➢ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- ➢金品をたかられる
- ➢金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- ➢嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- ➢パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、SNS 等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

日本において、いじめが社会問題として登場したのは、1980 年代半ばとされていますが、その対策は「被害―加害」「個人―社会」の二つの軸のどこに比重をかけるのかによって様々な議論が重ねられてきました。当初は、被害と個人に重点が置かれ、被害者へのケアを最優先に①被害の早期発見と相談、②被害者の心理的な安定と自立へのサポート、③加害の子どもを含めた周囲の子ども（集団）との関係調整が模索されていました。しかしながら、現在では、こうした「被害者」と「個人へのケア」の問題として捉えるだけでなく、

① いじめの早期発見以上に未然防止の視点を導入すること
② 加害・被害の子どもの関係性の問題ではなくそれを支える集団の課題として捉えること
③ 子ども社会の「いじめ」がおとな社会の歪みの反映であると視野に入れておくこと

といった認識にたち、教職員や保護者の意識変革の必要性などが、課題とされるようになってきました。いじめの定義に関わっては、単に現象として現れる姿だけでなく、その原因や背景を見極めるとともに解決に向けての視点を押さえることなしにその防止や解決のとりくみを検討・実施することはできません。

３　いじめ防止のための校内組織と体制

本校では、「生活委員会」において、不登校やいじめなど生活指導上の対応が必要なケースを集約、課題を整理し、組織として見通しを持って対応する中で改善を図っています。

⑴ 名　称　　生活委員会
⑵ 構成員　　校長・教頭・児童生徒支援加配・各学年団代表・養護教諭・支援学級
　　担任代表・ＳＳＷ　　必要に応じて、教育相談員（臨床心理士）・関係機関など
⑶ 役　割

① 千成小学校 いじめ防止基本方針の検討・策定・見直し
② いじめの未然防止のとりくみ、長欠・要対協児童の把握
③ いじめの対応、別室対応
④ ケース会議の必要性の有無について検討
⑤ 関係機関連携（教委･サポートセンター･保健センター･福祉事務所･民生委員･CSW 等）
⑥ 教職員の資質向上のための校内研修（生活指導･集団づくり･人権教育･道徳教育など）
⑦ いじめ対策の年間計画の立案・実施・検証

(4) 校内体制

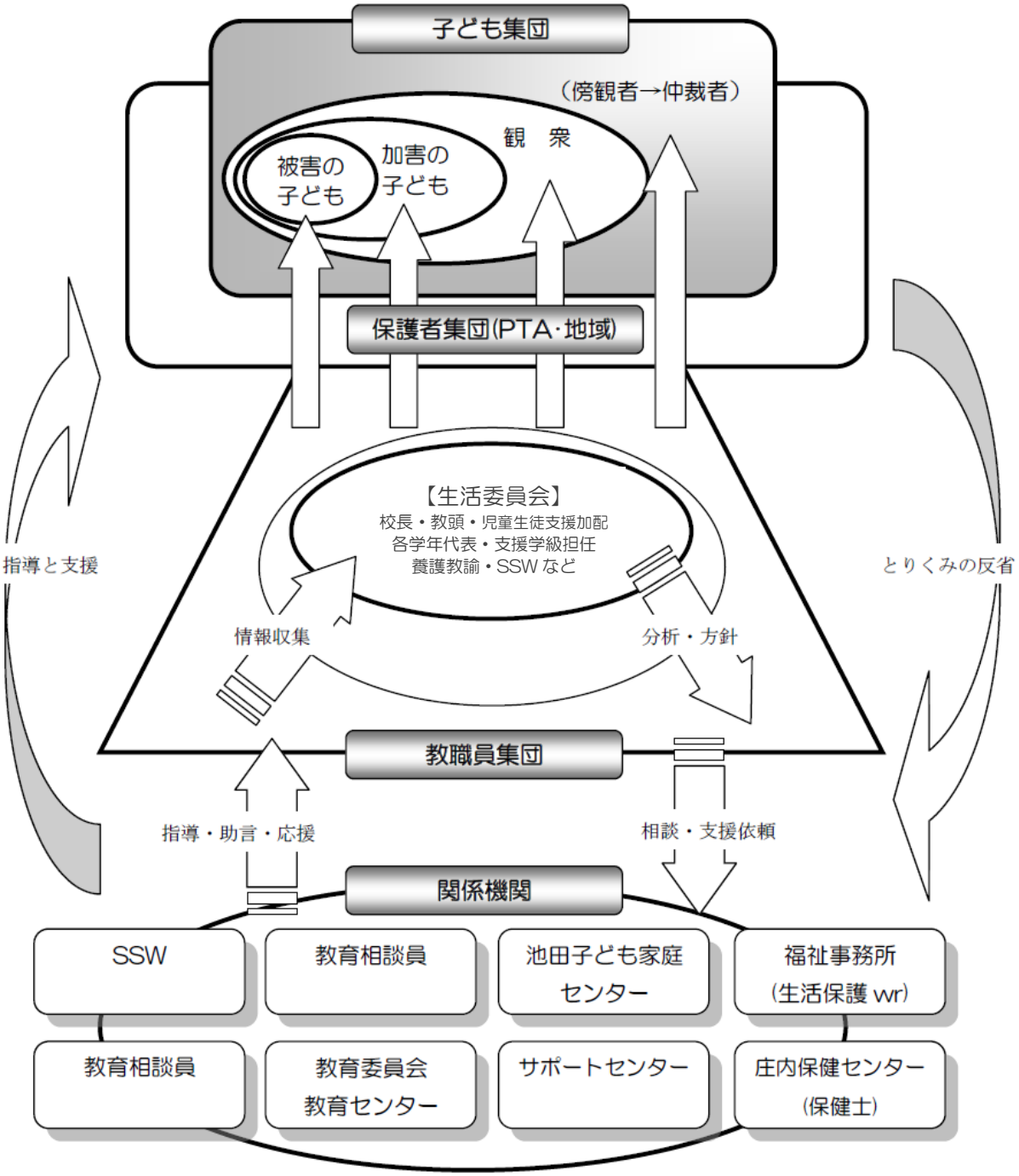
子ども集団
（傍観者→仲裁者）
観　衆
被害の子ども
加害の子ども
保護者集団(PTA･地域)
【生活委員会】
校長・教頭・児童生徒支援加配
各学年代表・支援学級担任
養護教諭・SSW など
指導と支援
とりくみの反省
情報収集
分析・方針
教職員集団
指導・助言・応援
相談・支援依頼
関係機関
SSW
教育相談員
池田子ども家庭センター
福祉事務所（生活保護 wr）
教育相談員
教育委員会 教育センター
サポートセンター
庄内保健センター（保健士）

千成小学校　いじめ防止のための取り組み　年間計画				
	低学年	中学年	高学年	教職員
４月	●保護者への相談窓口紹介　●個人カードでの状況把握 ◆子どもへの窓口紹介 ◆1 学期の目標づくり（オリエンテーション・学級開き）			「千成小いじめ防止基本方針」の確認 第１回生活委員会 （年間計画策定）
	◆人権「今どんな気持ち」	◆道徳「よいところ探し」	◆人権「わたしのもちあじ」	多文化担任者会 多文化全体会
５月	◆人権学習（集団づくり）　◆人権学習（クラス遊び） ●授業参観・学級懇談			第２回生活委員会 地域訪問 支援教育全体会 人権教育・道徳年間計画
	◆道徳「ピンクが好きってきめないで」	◆総合３年「まち探検」	◆人権「ちがいのちがい」	PTA 総会、学級懇談等で「いじめ防止基本方針」の説明
６月	●個人懇談 ◆放課後学習会（学力保障）　◆人権学習「平和について考える」			第3回生活委員会 （学級の点検と共有）
	●幼保小授業参観と懇談	◆総合４年「環境」	◆5 年わっぱる体験学習にむけて	人権教育講座（人権協）
７月	◆1 学期の振り返り（キャリアパスポート）と学級点検 ◆学校生活アンケート①			市）いじめ状況調査校内 第４回生活委員会
	◆人権「点字･手話」	◆人権「多文化共生」	◆総合「きめつけについて」	学校生活アンケート・キャリアパスポートの分析
８月	◆夏休み学習会・図書館開放　◆2 学期の目標づくり			
９月	◆人権学習（クラス遊び）			第５回生活委員会 （二学期の目標・進捗状況の点検）
	◆生活「いいところ見つけ」	◆総合・道徳４年「To you」を使って	◆人権６年「平和」「エイサー」	
10 月	●◆運動会 ●オープンスクール ◆人権参観と人権懇談　◆校外学習			第６回生活委員会
	◆人権「いろいろな自分をみつけよう」	◆人権３年「盲導犬」	◆修学旅行・SDGs	
11 月	●◆教育アンケート（全学年の保護者＋4～6 年生児童対象） ◆学習発表会（集団づくり）　◆秋祭り（4 年生） ●個人懇談			第７回生活委員会 多文化担任者会
	◆人権「いいところ探し」	◆総合４年「地域の祭」	◆人権５年「幼保小交流」	
12 月	●個人懇談 ◆放課後学習会 ◆2 学期の振り返り（キャリアパスポート）と学級点検 ◆学校生活アンケート②			第８回生活委員会
	◆生活「異学年交流」	◆人権「ジェンダー平等」	◆人権「セクシャリティについて」	市）いじめ状況調査
１月	◆3 学期の目標づくり　◆人権学習（クラス遊び）			人権教育講座（地域） 第９回生活委員会
	◆人権１年「私の生まれた時」「命の教育」	◆人権４年「二分の一成人式」	◆6 年「中学体験授業」	教育アンケート分析
２月	●人権参観と学級懇談 ●新入生保護者説明会（いじめ防止指針の説明）			幼保小 引き継ぎ交流会 第 10 回生活委員会
	◆生活「小学校の紹介」	◆総合３年「三世代交流」	◆6 年「3 小交流会」	小中　引き継ぎ交流会 多文化担任者会
３月	◆6 年生を送る会 ◆3 学期および 1 年間の振り返り（キャリアパスポート）と学級点検 ◆学校生活アンケート③			第 11 回生活委員会
	◆幼保小新 1 年体験入学	◆人権「命の授業」	◆人権学習「進路･卒業」	市）いじめ状況調査
通年	◆委員会活動　◆クラブ活動　◆縦割り清掃　◆集団登校　◆音楽朝会 ◆WS「いまどんなきもち」　◆いいところさがし　◆日記･あのね帳 ◆生活連絡会（1 回/月）　◆異学年交流			関係機関との連携 学級点検　教育相談

【年間ＰＤＣＡサイクル】

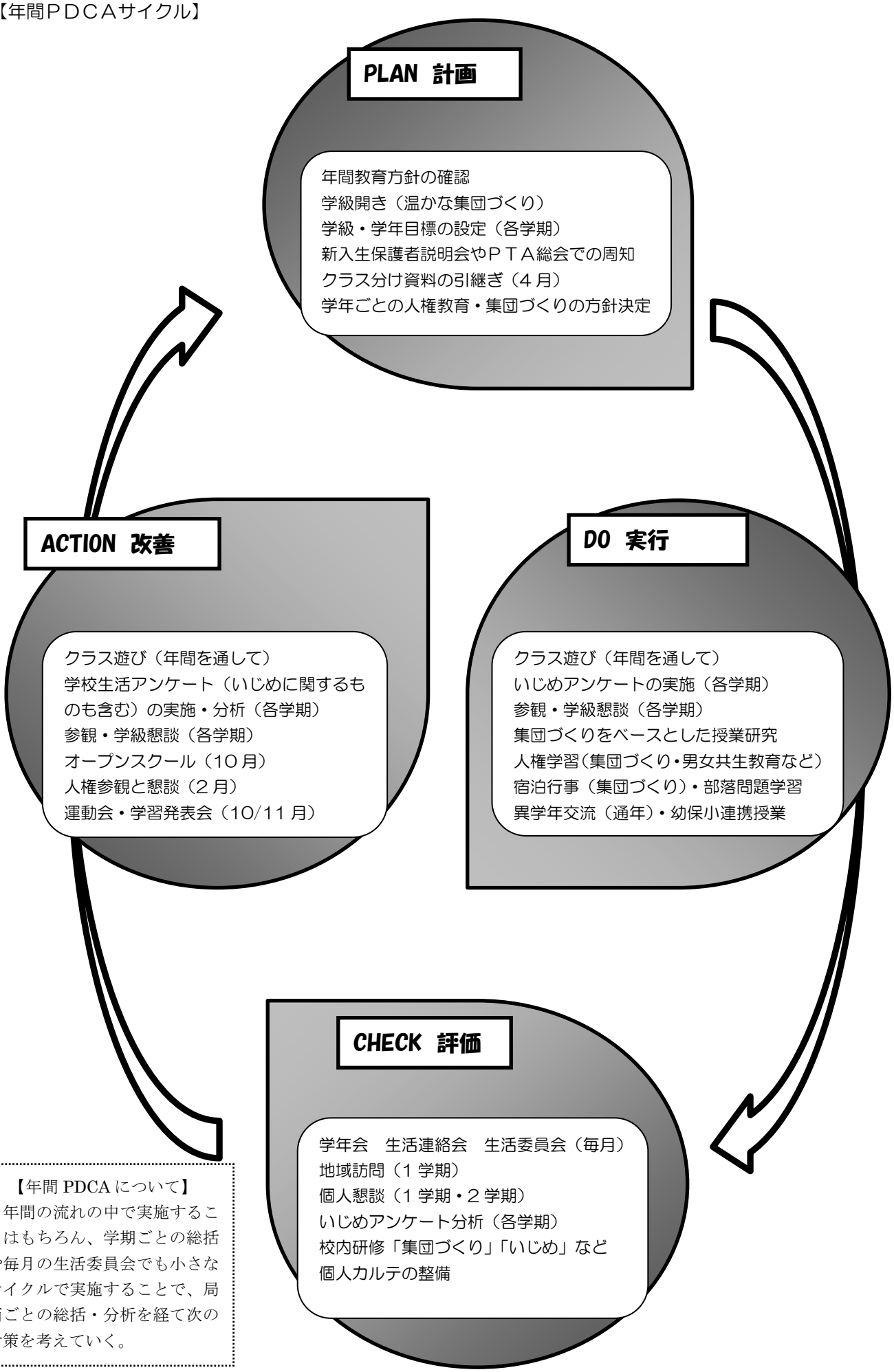

【年間 PDCA について】
年間の流れの中で実施することはもちろん、学期ごとの総括や毎月の生活委員会でも小さなサイクルで実施することで、局面ごとの総括・分析を経て次の対策を考えていく。

第２章　いじめの未然防止にむけて

１　基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、その基盤として教育・学習の場である学校・学級そのものが、人権尊重の指導が徹底され、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが最低限の条件と考えています。子どもたちが過ごすあらゆる場が、子どもたち一人ひとりにとって安全・安心な居場所となることが大前提です。私たち教職員は、このことを前提としながら、いじめが複数の人間関係の歪みの中で生起することをふまえて、子どもたちが様々な人間関係のトラブルを経験するなかで他者の痛みや感情を共感的に受け止めるだけでなく、その解決を主体的に探り、新たな人間関係を構築する力を育まなければなりません。子どもたちに自らトラブルを解決する力の源を育むためには、私たちは単に問題解決の方法（モデル）を示すだけでなく、一貫して「いじめや差別を絶対に許さない」という価値観をどのような場で示すのか、が問われています。いじめに関する知的理解だけでなく、豊かな人権感覚とそれに基づく行動力（解決力）を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などあらゆる機会をとらえ、子どもたちの実態を踏まえながら、一貫した指導と実践を推進する必要があると考えています。

２　いじめの未然防止のために

私たちは、いじめが生起した時点（早期で発見した場合も含む）での対応以上に、子どもたちがいじめを許さない態度や行動力だけでなく、いじめのない良好な人間関係を構築する力を日常的に育むことを大切にします。いじめを未然に防ぐためには、私たち教職員が、以下の点について共通した視点と姿勢ですべてのとりくみをすすめる必要があると考えています。

⑴ 教職員間でのいじめについての共通理解の確立と資質向上

私たちは、第一に、「いじめが子どもたちの重大な人権侵害である」という認識を共有するとともに、いじめを直接経験した被害や加害の子どものその後の成長に大きな陰を残すものであること、また、被害や加害の子どもだけでなく、その子どもたちの所属する集団全体の課題でもあることとして認識しなければなりません。だからこそ、私たちは、日頃から一人ひとりの子どもの生活背景や生い立ちを家庭との連携を通して学びながら、子どもの「良さ」と課題をしっかりと把握したうえで集団づくりや授業づくりにとりくむ姿勢と力量を身につけなければならないと考えています。

具体的には…
- 日常的に子どもの情報交換を重ね、子どもの良さを見つけ、生活課題を見つめる力をつける。
- 温かい集団づくりを進めるとともに、互いの良さを学び合う道徳教育や人権教育をすすめる。
- 学年会、生活連絡会、生活委員会、校内研修（集団づくりや教科の研修も含む）がその場となる。

⑵ 子どもたちの自尊感情・自己肯定感・自己有用感の育成

学級や学年のすべての子どもたちが安心して自分の心地よい居場所を与えられ、自らそれを創る力を育むためにも、まずは、一人ひとりの子どもたちの自尊感情や自己肯定感を高めるとりくみが必要です。子どもたちは、自分の良さに気づき他者からも認められる経験をたっぷりと重ねることで、自己有用感が高まり、自分の存在に安心し、自信を持つことを通して、身の回りの不正や差別に対して立ち上がることができます。また、孤立させられた仲間に寄り添い、そのサポートを申し出る子どもに成長することもできます。私たち教職員は、授業を含め様々な学級・学年活動のなかでそうした子どもたちの自尊感情や自己肯定感、自己有用感、さらにはいじめをはねかえす力である「レジリエンス」を育むことを意識しなければなりません。

具体的には…

- すべての教育活動の中で、相手の立場にたって考える思いやりや正義、公正といった概念を学び、仲間と日常的な出来事につなぎながら議論することを通して、自らの属する集団をより良いものに変えていく力を育む。
- また、ゲストティーチャーとの出会いや体験的な学習を重ねる中で、多様な生きざまに触れ、違いを認め合い、仲間や自らの生き方を見つめることを通して、より良き行動をとろうとする意欲を育てる。

⑶ 集団づくり

いじめは被害者、加害者、観衆、傍観者といった「四層構造」で成立していると言われています。特にまわりでその事象をはやし立てている「観衆」や何もせず関わろうとしない（不安や恐怖から関わることができない）「傍観者」の存在を無視することはできません。いじめは単に一部の子どもの問題ではなく、その事象を支えている集団の課題に他なりません。だからこそ、⑵にあげた個別の支援だけでなく、集団への働きかけや教職員の人権感覚が大切となります。個別の支援は教職員からだけでなく、集団全体からの支援へと広げることでさらに強固な働きかけとなるからです。（子どもは仲間との関わりにより成長する）

また、いじめが子どもたちにとって深刻な人権侵害であるという認識から、私たちは人権学習の中でも、単に人権課題の知識理解に止まることなく、差別や偏見に向き合い、自らの経験や学級の人間関係を振り返りながら共感的に理解すること、そして、その解決を図ろうとする人権感覚や行動力を育むことをめざさなければなりません。差別やいじめが仕方のないこととして捉えたり、観念的に「いけないこと」と理解したりするだけでは抑止力にはなりません。子どもたちが他者を信じ、社会への信頼を回復する学習となるよう努めたいと考えます。

具体的には…

- 日々の授業、学級活動や行事の中で子ども同士の話し合いを大切にし、トラブルを自らの力で解決する機会を保障する。
- クラス遊び（みんな遊び）では、子ども同士の関係性を観察するとともに、遊び委員としてのリーダー育成、ルールづくりの話し合い、トラブル解決などの機会として活用する。
- 気になる子どもや支援学級に在籍している子どもに対する具体的な行動を考える機会をつくる。個々の子どもの課題を学級の課題に位置付ける。

⑷ 授業づくり（学力保障）

子どもたちにとって、授業づくりは集団づくりと切り離すことができません。特に小学校では限られた教職員が学級を運営し、授業も行うからです。また、学年があがるにつれて子どもたちの学力が自尊感情の大きな要素となっていくことをふまえると、いじめ防止のとりくみに授業づくりは欠かせません。学力に課題が見られる子どもは、生活背景や生い立ちに何らかの課題があったり、人間関係においてもその影が落とされたりしていることが少なくありません。

私たちがめざす授業は、誰もが楽しく学び、学ぶ喜びを実感できる授業です。集団で学び合う場面を意図的に創ることで子どもたちの自尊感情や仲間への信頼を育むことができます。また、①教室のルールを大切にする規範意識、②「聴く･話す」というコミュニケーション力、③自分や仲間のことを見つめ、主体的に学ぶ力、④筋道を立てて考え、課題解決を図る思考・判断力、また思考したことを表現する力などを大切にし、仲間と「ともに学び、ともに育つ」という意識で進めてまいります。私たちは、日常の集団づくりや人権教育に重ねて、子どもたち一人ひとりが自分と仲間への信頼を築くことのできる授業を大切に創っていかなければならないと思います。

具体的には…

- 学習活動の中で、論理的に自分の気持ちを整理したり、仲間と話し合ったりする中で相手の意見の良さを感じながら、自らの考えを深める経験を通して、ともに学ぶ心地よさを実感する授業づくり、授業研究を深める。

- 授業の中で話し合い活動や班学習の場面を活用して、互いの違いを認めつつ、問題解決に必要な合意形成を創り出す経験を重ねる。

⑸ 異学年交流

自尊感情を高め、思いやりや優しさを育む経験の場として、異学年交流も効果的です。これまでも、千成小学校では近隣の幼稚園や保育所と様々な交流や合同授業を重ねてきました。また、縦割り清掃や集団登校、兄弟学年での異年齢遊び、委員会活動、クラブ活動、PTA 行事等、様々な異学年活動にも取り組んできました。今後もそれらのとりくみを大切にしながら、教職員主導の活動になりがちな点を反省し、次のような視点を大切にしていきたいと考えます。

① 遊びを中心に、子どもたちがより主体性（自主性）を発揮できる活動にすること
② 年上の子どもが自らモデルとなれる活動を工夫すること
③ トラブルを避けるのではなく、その解決に主体的に関わる姿勢を大切にすること

こうした子どもたちが主体となる活動を通して、学級や学年の同質的な集団での成長を補完するとりくみとして異学年交流をさらに推進していきたいと考えます。

具体的には…
- 遊び、集団登校、縦割り清掃、給食指導、委員会活動など様々な場面で、異年齢の子ども同士が関わり合うことで、自己有用感や他者のために行動する経験と喜びを積み重ねる。
- 異年齢と関わることで、自他の存在を認め合うこと、思いやりをもって行動することの大切さと喜びを実感する。

第３章　いじめの早期発見にむけて

１　基本的な考え方

いじめは、その特性として様々な要因で深刻な状態になるまで発見することが困難であると言われています。その要因として、いじめの被害者である子どもがいじめを認めることが恥ずかしいと感じていたり、おとなに訴えることでいじめがエスカレートするのではという不安をもっていたりすることが考えられます。実際にはそれだけではなく、被害者である子どもが、大人が介入することで本来親密な子ども同士の関係性が崩れ、そして自分の居場所がなくなってしまうのでは…という不安感やさらなる孤立感に陥っていたり、加害者ではあっても仲間を裏切ることになるのでは…といった感覚に襲われていたりすることが少なくありません。「いじめられていてもその仲間でいることに意味を見い出さざるを得ない」という子どもの弱みにつけ込むように人間関係のゆがみが徐々に陰湿に拡大され、追い詰められていくこともあります。

とりわけ、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが苦手な状況にある子ども（障害のある子どもも含む）がいじめられた場合は、より密室性が高まり、長期化、深刻化する傾向が強まると言われています。

こうしたいじめの特性のなかで追い詰められていく子どもたちに対して、私たちはその閉塞的な状況を打開する力と方法を子どもたちに示すとともに、とりわけ被害を受けている子どもが他者を信じ、自己開示できる力とその術を提示しなければなりません。いじめがどの子どもにも起こりうること、加害の子どもが被害の子どもにもなり得ることであるので、未然防止のとりくみとともに早期発見に努め、少しでも軽微な段階で解決することが必要です。私たち教職員は、

① 日頃から、いじめを絶対に許さないという毅然とした姿勢を示すこと
② 一人ひとりの子どもの気持ちや心情に寄り添う姿勢を持つこと
③ 学級に子ども同士が安心して思いを出し合える集団の価値観を築くこと
④ 子ども同士のトラブルをおとな主導ではなく、子ども同士が話し合うことで解決する力を育むこと
⑤ 保護者との連携・連絡を密にして気になる子どもの状況に細やかなアンテナを張り巡らせること

といった点を早期発見のためのとりくみの基本視点として確認したいと思います。

２　いじめの早期発見のための措置

⑴ 教職員による日常的な状況把握

学級担任はもとより、専科教員、支援学級担任、養護教諭、用務員、給食従事員、警備員、放課後こどもクラブ指導員など学校生活で子どもに関わるすべてのおとなは、子どもの言動や表情、人間関係の状態を授業だけでなく、登下校、休憩時間、給食、クラブ活動といった様々な場面で観察し、場合によっては話込みをしながら子どもの気持ちに寄り添いながら、何かしら問題はないか、「困り感」がないかを日常的に観察します。

⑵ 子どものSOSを感知し、いじめを乗り越えるためのツールの活用

子どもからの SOS を感知するために日常的な観察だけでなく、子どもが発信できるツールとして、日記や「あのね帳」、健康観察、「聴く-話す」ペアワーク、感情のワーク「いま、どんなきもち」、班やグループの活動、班長会議や学級会といった多様な活動を通して、子どもたちに人間関係のストレスがないか、ストレッサーがないかの点検を行います。なによりも、そうしたツールを子どもたちに示すことで教職員のいじめ防止の姿勢を示すとともに子どもたちとの信頼関係を構築していくことが必要です。また、平行して、感情をコントロールするためのアンガーマネジメント、ソーシャルスキルワークやトラブル解決のワークを重ね、自分たちが仲間を信じ、不正や偏見を乗り越える経験の場を創ります。

⑶ 生活連絡会、生活委員会で共通認識を図るとともに、課題解決に向けたプランをつくる

学校組織として設置されている生活委員会では、定期的に各学年・学級の子どもたちの様子を情報交換したり、アンケートの結果分析をしたりしながら、いじめの未然防止や早期発見、発生後の解決に関わるとりくみを検討し、一定のとりくみのアウトラインを提案します。また、全教職員により定期的に行う生活連絡会でも、状況についての共通認識を図り、必要なとりくみの共通確認をします。特に各クラスで気になる子どもについては、学年団だけでなく生活委員会が中心となって経過観察をしながら、保護者との連携やケース会議、関係機関との連携・応援を得て、チームとして協働してその解決を探ります。

⑷ 定期的な「生活アンケート」の実施

教職員による日常的な観察や各学年のとりくみに重ねて、年間複数回の「学校生活アンケート」（子ども向け）や「授業アンケート」、保護者・子ども対象の「教育アンケート」（年 1 回の学校自己診断）を実施し、その結果を分析しながらそれぞれの授業づくりや集団づくりのとりくみにフィードバックします。また、気になる回答が出た際には、子どもたちへの個別の面談や学級会・学年集会を行い、子どもたちの不安に的確に対応します。

⑸ 相談窓口の設置と周知

現在、本校には、スクールソーシャルワーカー（SSW）が週 1 回、教育相談員が月１回配置されています。それぞれの学級や学年を教員とは別の専門的な視点から観察してもらい、指導助言を受けているだけでなく、保護者や子どもの相談窓口としても子育てや生活面、学習などの多岐にわたる相談を受けてもらい、その経過については必要に応じて学校にフィードバックしてもらっています。今後も子どもたちの安心・安全な育ちを支援する視点からサポート体制の充実を図っていきます。

⑹ 保護者との連携・連絡

日常的に子どもを観察して気になったことについては、迅速に保護者と連絡をとったり、家庭訪問を重ねることで、子どもの学校生活や人間関係の状況把握をしたり、家庭生活での様子を聞きながら、必要に応じて対策を考えていきます。また、保護者が安心して子どものことや家庭のことを相談できるようにその土台となる信頼関係を厚くする努力を重ねるとともに、些細なことでも傾聴する姿勢を大切にしていきます。

⑺ 関係機関との連携・ケース会議

生活委員会では子どもの状況に応じて、初期段階での対応についてのケース会議を開催し、関係機関（市教委、池田子ども家庭センター、市教育センター、市子ども相談室、サポートセンター、校内 SSW、教育相談員、福祉事務所、庄内保健センター、民生委員、校区 CSW、保育所、幼稚園など）と連携しながらそれぞれの対策について検討していく場合もあります。いずれの場合にも、発見した時点でのいじめの段階を見極め、可能な限り早急に被害を止め、再発がないよう、徹底的に解決を図る必要があります。

また、早期発見のためにも教職員の資質向上を図るため、関係機関と連携した校内研修や研鑽の場を企画することも有効な手立てとして活用していきます。

第４章　いじめに対する対応

１　基本的な考え方

ささいな兆候であっても、子ども同士の関係にいじめがあることが予感された場合や明確な訴えがあった場合には、いかなる場合でも、発見者は担任に報告するとともに、管理職、生徒指導担当、学年団に報告し、事実確認を始めます。また平行して、生活委員会（いじめ不登校対策委員会）でも情報共有・協議を行い、市教委、関係機関との連携を検討しながら、いじめの解決についての取り組みに着手します。

すべての対応の前提として、なによりもその時点までいじめの兆候を見いだせず、発見が遅れたことを反省するとともに、被害にあった子どもに「絶対にこれ以上ひどい状態にしないこと」「何があっても守りきること」を明確に伝え、迅速に組織的な対応をとることから始めます。

いじめが発生した事実を真摯に受け止め、私たちの教育に欠けていたものが何であったのか、私たち教職員の課題として今一度、振り返る貴重な機会でもあります。

私たちが、どのような集団を創ってきたのか、一人ひとりの子どもの思いや願い、苦しさをどの程度、どのような方法で掴んできたのか、それを受けてどれだけ効果のあるとりくみを創ってきたのか…、そういった具体的な反省をしながら、次のような項目について具体化な対応をすすめます。

【発覚後】
① いじめにあった被害の子どもからの聞き取りとケア
② 被害にあった子どもの安全・安心の確保
③ 加害の子どもからと周りの子ども（観衆や傍観者）からの聞き取りと指導
④ いじめの実態に応じた対応チームの組織・見立て・役割分担（場合によっては関係機関との連携も）
⑤ 保護者への対応

【事後指導】
⑥ 被害を受けた子どもや加害の子どもへの継続的なケアと指導
⑦ 保護者への継続的なサポート
⑧ 被害のあった子どもの所属集団への指導（集団づくりと人権教育）
⑨ 事象の教訓化と再発防止のとりくみ

いじめについては、まず、いじめにあった子どものケアと信頼回復が最も重要であるのは当然です。しかし、いじめが個人の心の中ではなく、他者との関係性の中に起こる「歪み」であるととらえると、加害の子どもや周りの子どもの行動を点検し、その原因や背景を把握し指導に当たることで、被害を受けた子どもと加害の子どもたちの関係が修復できることが、再発防止にとって重要であり、集団がいじめ事象から脱出する大きなきっかけともなります。近年の事象を見ると、加害の子ども自身が深刻な課題を有している場合も多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合もあります。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要であるとともに、被害を受けた子どもは、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考えられます。

不幸な事象ではあっても、その後のとりくみのなかで、関係した子どもたち同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い、教育活動へと高める可能性を大切にしたいものです。
　具体的な児童や保護者への対応については、「５つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（次頁参照）を参考にして、外部機関とも連携していきます。

２　いじめ発見・通報を受けたときの対応

⑴　子どもの観察からいじめの疑いがある場合は、些細な兆候であっても、その事実関係の記録と学年団や管理職への報告を行い、可能な限り早く、複数の教職員で被害にあっている子どもを中心にその集団の意識的な観察に切り替えます。授業だけでなく、遊び時間や給食等の中でどんな言葉かけがあるのか、本人に対する悪ふざけはないかなど、本人の表情や様子を細かく把握する必要があります。また、場合によっては、子ども本人や保護者からも様子をていねいに聞き取るようにします。いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止め、事情を聴きながらその背景について検討します。
　また、子どもや保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴した上で、訴えのあった子どもの安全を確保し、加害の子どもを含めた集団の観察と聞き取りを始めます。

⑵　いじめの兆候だけでなく、子どもや保護者から訴えを受けた教職員は、一人で抱え込まず、速やかに学年団の教職員や管理職に報告します。同時に、生活委員会の担当者とも情報を共有しつつ、子どもたちの経過観察や事情聴取を準備します。その後は、生活委員会が中心となって当面の対応と役割分担を確認し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの有無の確認を行います。

⑶　子どもたちの様子や子ども・保護者からの訴えの事実を確認した結果、いじめが認知された場合は、管理職が教育委員会に報告し、相談します。

⑷　被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により、直接会って、より丁寧に行い、可能な限り、細かな事実経過や心理的なケアについて必要な情報をもらいます。

⑸　いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるほど深刻な場合には、「いじめられている子どもを徹底して守り通す」という観点から、生活委員会は所轄警察署やサポートセンターなどの関係機関とも相談し、対応方針を検討します。なお、被害の子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助や指導助言を求めます。

５つのレベルに応じた　問題行動への対応チャート

子どもの問題行動の発生時はただちに管理職、児童生徒支援加配、学年団へ報告する。必要な対応については、下記のねらいを大切にしながら、レベルⅠ～Ⅴの５段階に分けて対応する。

①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

レベルⅡ～Ⅴ

➢警察と連携が必要な事案については、レベルに関わらず警察への相談や通報を行う。
➢被害者・保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。

生活委員会での検討《レベルを協議し、対応の検討と役割分担を行う》

メンバー：管理職・児童生徒支援加配・学年窓口・担任・支援担・養護教諭　他
➢必要に応じ、校長の判断で関係機関・SSW などを加える
☆役割分担（子どもからの聴取・聴取後の対応、保護者対応等）
☆状況の把握…事実を時系列で整理【記録】　☆対応方針の確認　☆経過観察

教育委員会に状況を随時伝え、連携して対応を図る。《報告書の提出》

レベルⅠ

管理職に報告するとともに、担任・学年が把握し、注意・指導を行うレベル

●言葉でのからかい●無視●攻撃的反抗的な言動

担任・学年教員で対応し、解決を図る。

レベルⅡ

管理職・生徒指導部・SSW 等を含めた学校全体で共通理解を図り指導・改善を行うレベル

●無断欠席●仲間はずれ●陰口●遅刻●軽度の暴言●軽微な授業妨害･器物破損

担任・学年教員とともに、管理職・生徒指導担当が指導し、同じことが繰り返されないよう保護者を交えて指導する。

レベルⅢ

警察や関係機関と連携して校内での指導を行うレベル

●暴言●継続的な誹謗中傷(死ね･うざい)●脅迫強要行為●悪質な賭け事●著しい授業妨害●器物破損●火遊びなど

管理職が警察・福祉部局と連携し、指導計画を立て学校で指導するとともに、保護者にも働きかけ家庭で指導する。

レベルⅣ

教育委員会が主導的役割を担い、学校管理規則に則り出席停止措置を行い、警察等と連携し校外での指導を行うレベル

●重い暴力●傷害行為●重い脅迫●恐喝●窃盗●危険物所持

教育委員会が出席停止を行い、指導計画に基づき、家庭・校外で指導する。

レベルⅤ

学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体が移るレベル

●きわめて重い暴力●傷害●脅迫●凶器の所持●放火●強盗

教育委員会が主導で、警察・福祉機関・児童福祉施設等と学校の連携を図り、対応する。

対応可

SSW、教育相談員との連携

市町村学校問題解決支援チームへの要請

府教育委員会緊急支援チームへの派遣要請

改善が見られた場合、校内での対応を継続し、見守る

再発防止に向けて
継続的な観察・指導
保護者との連携
関係機関との連携

【留 意 事 項】

➢対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
➢レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応。校長が問題行動をどのレベルとして扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
➢いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
➢児童間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応。

３　いじめられている子どもやその保護者への支援

いじめを受けている子どもに対応する場合、私たち教職員は心から「嫌なことをされてどれほど辛かったか」という思いをその子に重ねることがもっとも大切だと考えます。子どもの不安や恐怖に共感し、安心感を与えなければならないだけでなく、訴えたことで「これからは大丈夫、解決する」という展望を提示できるかが、子どものケアの第一歩だからです。「いつ、どこで、誰に、何をされたのか」を本人の精神的な状態に配慮しながら、ていねいに聴き取ります。被害を受けている子どもにいじめの責任を転嫁しないよう、教職員の価値観や先入観、予断を排除することも必要です。

また、被害を受けている子どもが話しやすい環境をつくるなかで、担任だけでなく、信頼できるおとなが担当することも視野に入れます。

保護者に対しても、丁寧な聞き取りをするとともに、子どもから聴き取った事実関係を真摯に伝え、保護者の願いを充分に受け止めながら、今後の学校としての対応策について確かめ合う場を重ねます。

とりわけいじめの内容が深刻である場合は、加害の子どもの別室指導や出席停止なども視野に入れ、いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境を確保するとともに、被害の子どもに寄り添い、支える体制を学校全体でつくります。同時に、SSW や教育相談員（臨床心理士）による心理的なケアを専門家や外部機関に応援依頼することも想定されます。

４　いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

⑴ 加害の子どもに対しては、いじめ行為を速やかに止めることを最優先に指導を始めます。「いじめを絶対にやめさせる」という強い信念と姿勢をもって指導することはもちろんですが、一方で単純に子どもを非難・叱責するのではなく、いじめに関わった子どもの背景やそこに潜む課題を理解するように努め、被害、加害の立場を超えてすべての子どもを受けとめる姿勢(受容と傾聴)を持って働きかけます。

⑵ 加害の子どもへの指導にあたっては、被害の子どもからの聞き取りをもとに、ていねいに事実を確認します。その際、いじめが相手の人権を侵害するもので、人格や身体、生命までも脅かす危険性があることやその後の人生にも大きな影響を及ぼすものであることの理解と責任を自覚させるようにします。同時に、加害の子どもの抱える課題や背景、周囲からの影響も考慮することで、単に加害の子どもを告発するのではなく、加害の子どもの今後の成長を願い、共感的に支える姿勢や信頼関係を築くことも忘れてはなりません。

⑶ 事象の事実関係を聴き取った後は、迅速に加害の子どもの保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な聞き取りと助言を行います。特にいじめに関わる背景については、家庭生活、子育て、生い立ちから生じる要因も見逃せないこと、さらには今後、長期にわたって加害の子どもの成長を支える保護者の姿勢が非常に重要な役割であるため、単に相手への謝罪で済ませるのではなく、これまでの子育てを共に振り返り、加害の子どもの成長をともに支援する立場にたって信頼関係を深める必要があります。

５　いじめが起きた集団への働きかけ

⑴ まず、第一に、私たち教職員がいじめを起こした集団に対してどのような未然防止のとりくみをすすめてきたのかを真摯に反省することから始めなければなりません。一人ひとりの子どもの有り様をどのように掴んでいたのか、個と集団の課題をどの程度把握できていたのか、そのことをふまえ、どのような指導（教育活動）を展開してきたのか、そのとりくみが個々の子どもにどこまで届いていたのか、子どもたちにどのような集団をめざし、どのような価値観を提示してきたのか…など、私たち自身のとりくみや子どもとその背景に対する見方を改めることなしに、生起しているいじめ事象の解決を図る主体となる

ことはできません。そうした認識がなければ、単に加害の子どもや集団の欠陥を暴くことで指導を終えてしまいかねません。そもそもの原因がどこにあるのかを追究するのではなく、いじめを止め、二度と繰り返さない集団をつくることこそが唯一、いじめを訴えた被害の子どもの願いに応え、人としての信頼を回復する道筋を示すことが、発生後にできる唯一のことであり、私たちの重大な責任であることを忘れてはなりません。

⑵ 集団いじめをはやし立てる「観衆」や見て見ぬ振りをする「傍観者」の存在は、被害の子どもにとって加害者と同じです。「観衆」や「傍観者」となってしまった子どもたちには、直接の加害の子どもへの指導と同様、いじめが被害を受けた子どもの人権侵害であること、その周囲の子どもたちが孤立感・孤独感、さらには恐怖心を高める存在となること、またそうした集団の在り方が第二、第三の被害者を生み続けることを理解させるように指導します。

⑶ とりわけ「観衆」の子どもたちは、その行為がいじめをさらに拡大させ、深刻な事態をつくっていることを理解させること、「傍観者」の子どもたちも間接的にいじめを拡大させていることを理解させます。いずれにせよ、被害を受けている子どもの立場から見れば、加害者を中心とした「観衆」「傍観者」の存在の中で、より孤立感を深め、集団からの指示もないことで深い人間不信と自己否定に陥っていくことを共感的に理解することを求める必要があります。

⑷ 一方で⑴にも述べたように、二度といじめを起こさないためにも、すべての子どもたちが互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任や学年団の教職員が中心となって子どもたち一人ひとりの大切さを自覚して学級経営すること、また、すべての教職員が一丸となって、子どもたちが他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう、具体的な手立てを持ち、子どもたちに提示しなければなりません。学級・学年・学校づくりのパートナーとして子どもたちの力を信じ、ともにいじめのない学校づくりをすすめる姿勢を持たなければならないと考えます。そのための具体的な方策として、

① 認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育や集団づくりの課題とつなげることにより教訓化する。
② いじめに関わった子どもたちへの指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの子どもの見方や対応のあり方を見直す。
③ その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動といったあらゆる機会を活用し、子どもたちのエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー等、関係機関とも連携する。
④ そしてなによりも、いじめに直面した集団が、いじめを解決するだけでなく、二度といじめを許さない決意を新たにするとともに、被害者・加害者・傍観者の関係を乗り越えて、互いに協力し新たな目標に向かってクラス全体が動き出すとりくみ。
⑤ 深刻な事象の場合は、保護者会などの場で事態の報告やその後のとりくみを提示し、家庭からの応援も依頼し、学校と家庭が連携してより一層「いじめのない学校づくり」を推進する。

といったことにとりくんでいきます。

６　いじめの解消について

いじめは単に加害者と被害者の謝罪で終わるものではありません。いじめが「解消している」状態は、少なくとも以下の３つの要件が満たされていないといけないと考えます。

⑴ いじめ行為が止んでいること

被害者に対する身体的、心理的な影響を与えるいかなる行為もなくなり、相当期間（少なくとも ３か月以上）が経過していること。いじめ行為の消失状態やその期間については、いじめの内容や被害者に必要なケアについて生活委員会（いじめ・不登校対策委員会）で慎重に検討するとともに、被害にあった子ども、保護者との面談をもって決定します。

⑵ 被害者である子どもが心身の苦痛を感じていないこと

⑴とも関わって、被害者である子どもとその保護者との面談を重ね、いじめ行為による心身の苦痛を感じていないかどうかを確認していきます。

⑶いじめのあった集団がいじめ事象を乗り越え、集団として新たな目標に進み始める

⑴⑵の要件を満たすとともに、いじめ事象を経験した集団が、自らの集団の課題に向き合い、いじめを許さない集団として新たなスタートをきる必要があります。そのためにも私たち教職員はいじめを許さない集団の姿を示すとともに、集団にとって新たな目標に向かって歩み始める取り組みをつくることが必要だと思います。被害者・加害者・傍観者であった子どもたちが新たな良好な人間関係を結び直すためにも、新たな目標を設定し、それを実現する達成感を実感する経験を創る必要があると考えています。

７　インターネット上のいじめへの対応

昨今、インターネットやスマートフォンの普及に伴い、これら IT 端末を利用した悪質な人権侵害事象が増加しています。ラインや掲示板への書き込みに見られるネット上の人権侵害は日常の人間関係とも大きく関係しているだけでなく、「匿名性」「秘密性」「広域性」「双方向性」といった特徴があると言われています。いずれにせよ、加害者が子どもである場合は、その根底にいじめを起こす子どもの場合と同様の課題を抱えていることが多いので、それに準じた指導を進めます。

⑴ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、生活委員会において対応を協議し、関係する子どもからの聞き取り等の調査をもとに被害にあった場合のケア等必要な措置をいじめの発覚時と同様の対応を進めます。

⑵ 書き込みへの対応については、直ちに削除を要請し、名誉棄損やプライバシー侵害といった被害にあった子どもや保護者の人権を尊重するとともに、その精神的ケアに努めます。また、書き込みの削除や書き込んだ子どもへの対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応します。

⑶ 早期発見の観点から、関係機関と日常的に連携し、学校ネットパトロールなどインターネット上のトラブルの早期発見に努めます。

⑷ また、子どもたちには日頃から、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルやメディアリテラシーに関する学習をすすめることも大切にします。さらに、インターネット上の人権侵害の相談窓口についての情報提供も進めます。保護者への協力が必要なため、PTA の会合などを活用して、保護者啓発・情報提供にも努めます。

附則：この基本方針は、平成 30 年（2018 年）４月１日より実施する。

附則：この基本方針は、令和元年（2019 年）８月 26 日より実施する。

附則：この基本方針は、令和３年（2021 年）10 月 20 日より実施する。